

令和元年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年 6月19日  
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場  
開会(開議) 令和元年 6月19日(水) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 9番 前田 芳樹 議員 10番 平田 文夫 議員

1. 出席議員

1番 大江 寿	7番 池田 賢治	13番 米澤 壽重
2番 村上 謙武	8番 安部 大助	14番 遠藤 義光
3番 菊地 政文	9番 前田 芳樹	15番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 平田 文夫	16番 福田 晃
5番 村上 三三郎	11番 石田 茂春	
6番 西尾 幸太郎	12番 高宮 陽一	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	河北 尚夫
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	村上和久
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	齋藤和幸
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	田中 順子
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

1. 町長提出議案の題目

- 報告第 1 号 平成 30 年度隠岐の島町下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 30 年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 平成 30 年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4 号 平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について
- 承認第 1 号 平成 30 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- 承認第 2 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 3 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 承認第 4 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承認第 5 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承認第 6 号 平成 30 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 7 号 平成 30 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 承認第 8 号 平成 30 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 承認第 9 号 平成 30 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承認第 10 号 隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 議 第 52 号 令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 53 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 54 号 隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例

議 第 55 号 隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議 第 56 号 隠岐の島町地域型保育事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議事の経過

### ○議長（米澤壽重）

ただ今から、令和元年第2回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により9番：前田芳樹 議員、10番：平田文夫 議員を指名します。

### 日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から6月27日までの9日間に決定いたしました。

### 日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

去る平成31年第1回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

5月21日には、隠岐島町村議会議長会総会が開催され、新会長に西ノ島町の仲吉議長が、副会長に不肖、私が選出されました。

5月28日には、島根県町村議会議長会臨時総会が開催され、会長に邑南町の山中議長が再

任され、副会長に飯南町の小野議長、西ノ島町の仲吉議長がそれぞれ選任されました。

また、後期高齢者医療広域連合議会議員には、川本町の飯田議長と、飯南町の小野議長が、議長会の推薦により選任されました。

同じく5月28日午後から、全国町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され出席をいたしました。

当日は、正副議長・事務局職員等1,700人を超える参加がありました。

「これからの町村議会を考える」をテーマとし、全国町村議会議長会が先進的かつ特に顕著な実績があると認め特別表彰を行った、2町1村の議会より議会活性化の取り組みについて発表がありました。

長野県<sup>たかぎ</sup>喬木村議会では、夜間・休日議会への取り組みにより、兼業議員への環境整備で、議員のなり手不足の解消と後継者育成につなげているとの報告がありました。

また、鳥取県若桜町議会では「政策づくりと監視機能発揮」を大きな目的とし、まず「議会基本条例」を制定し、毎月1回以上、常任委員会及び全員協議会を実施することとし、重要課題については特別委員会を設置し対応する。また、議会報告会を各地区で開催し、住民の意見を取りまとめ、全員協議会で協議し、執行部への提言を行っているとのことであります。

もう一つ、京都府与謝野町議会では、京都府内でもいち早く「議会基本条例」を制定し、議員の資質の向上を図るべく毎年秋に「議会懇談会」を開催し、常任委員会でも「各種団体との懇談会」を開催し、議会審議に活かしておりました。

また、「議員間討議」を実施することで、先ずは問題や課題を共有し、課題解決につなげているとのことでした。

いずれの議会も、住民に寄り添い、信頼される議会を目指し、引き続き議会改革に取り組んでいる様子がうかがえました。

本町議会においても、住民から期待される議会をめざし、今後ともしっかりと取り組むことが重要であると再認識したところであります。

6月16日には、第14回隠岐の島ウルトラマラソンが、1,143名のランナーを迎え開催されました。競技中小雨も降ることもありましたが、沿道からの大きな声援もあり、ランナーにとって本当に素晴らしい大会であったと伺っております。

大会運営に携わられた町職員を始め関係者の方々、またボランティアの皆様方、早朝より大変ご苦労様でした。

最後に、6月7日の議会運営委員会までに6件の請願・陳情を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、2件は所管の常任委員会に付託し、4件は議員配付とすることにいたしましたので、ご理解願います。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上、「諸般の報告」を終わります。

## 日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

### ○番外（町長 池田高世偉）

令和元年第2回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第2回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

昨夜10時過ぎに発生いたしました地震により、被災を受けられました新潟県村上市をはじめとする地域の方々にお見舞いを申し上げますとともに、改めまして突如発生いたします災害に対する怖さと、危機管理について十分な体制で臨むことを強く感じたところでございます。

さて、本議会は令和元年度一般会計補正予算、条例の一部改正など19件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、3月に開催をいたしました「平成31年第1回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、報告をいたします。

最初に、全国離島振興協議会の総会につきましてご報告申し上げます。

5月27日に長崎県五島市において全国離島振興協議会通常総会が開催され、出席をいたしました。

新しい令和の御代を<sup>みよ</sup>迎え、海洋・島嶼<sup>とうしょ</sup>国家日本における離島の国家的・国民的役割が益々高まっている現状を鑑み、全国離島振興協議会として、国の離島振興基本計画に基づく事項の完全実施、離島航路補助制度の抜本改革や航空路線維持に係る諸施策の拡充等々、重点推進20項目を定め決議されました。

また、離島振興を実現する上で普遍的な最重要課題であります交通対策について、離島航路・航空路支援の法整備の早期実現など重点推進3項目を定めた「離島航路・航空路支援の抜本拡充に関する特別決議」が提案され、全会一致で「承認」されました。

この中で、国の離島航路補助事業の要件となる「唯一の航路」と見なされず、補助対象外の航路となっている「隠岐航路」について、補助対象となるように補助航路指定基準の要件拡大を強く求めてまいりましたが、この度、新たに「離島航路補助に係る規制の緩和措置」を講ずるよう特別決議に盛り込まれたところであります。

今後、これらの法整備や必要予算の確保について、政府に対して要望活動を積極的に行う予定としております。

次に、隠岐の島ウルトラマラソンの開催につきまして、ご報告申し上げます。

6月16日、恒例となりました「隠岐の島ウルトラマラソン」を開催いたしました。

今回で第14回を迎える同大会は、全国各地から1,246名のランナーのエントリーをいただき、盛大に開催することができました。

今大会におきましても、1,000名を超える大勢のボランティアの皆様方のご協力や各地域の沿道における温かい声援等に支えられ、参加されたランナーの皆様方から高い評価をいただいたところであります。

特に、各地区の町民の皆様には、大会を迎えるに当たり、コース全域に亘って沿道の草刈りから清掃活動まで、自発的にご奉仕いただきましたことに対し、ランナーの皆さんから感謝のメッセージが多数届いており、大会主催者として、改めて深く感謝申し上げます。

今や、同大会は町民が参加しての「まちづくり」であると自負しております。15回大会という節目を迎える次期大会に向け、運営につきましても、今回の反省点を活かし、更に内容の充実を図りますと共に、町内の経済効果の拡大に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、隠岐世界ジオパーク空港における航空機利用促進対策につきまして、ご報告申し上げます。

昨年からの念願の大阪便の通年ジェット化が現実となり、また出雲便につきましても、機材の大型化が決定し、本年7月1日からATR42-600（座席数48席）が就航いたします。座席幅や座席の質感また足元の居住性に優れており、今まで以上に快適で安全にご利用していただくことができると考えております。夏季限定の大型ジェット便も昨年同様運航いたします。町民の皆様の利便性の向上と交流人口の更なる拡大に向け、今後とも活発な利用が促進され

ますよう航空会社と緊密に連携して、年間を通して安定した利用促進につながるよう取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、FDA（フジドリームエアラインズ）と提携し実施しております、チャーター企画は、出発地から目的地へ短時間で快適な移動が可能となることから、大変好評をいただいております。本年秋も、春と同様に企画を予定しており、目標来島者数2,000名の達成にむけ取り組んでまいります。

ご来島者のご期待に十分お応えできるよう、受け地対策の強化を含め、関係団体との連携を図ってまいります。

次に、「2019 島まつり」につきまして、ご報告申し上げます。

5月11日から5月12日の両日に亘って行われました「2019 島まつり」でございますが、いずれも盛会の内に終了いたしました。初日の「第49回しげさ踊り」は、島内外から約1,200名、25団体のご参加をいただき交流の輪が広がったところでございます。

また、翌日の「第34回隠岐しげさ節全国大会」につきましては、子どもから一般まで、前回大会に比べ30名もの参加者増となり、延べ120名の皆様に出場をいただき、日頃の練習の成果を競い合っていたいたるところであります。

隠岐の伝統芸能である隠岐民謡を核とした当イベントは、長い歴史の中で、議会の皆様をはじめ、沢山の町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら育ってきたイベントであり、この場をお借りしまして、皆様に深く感謝申し上げます。

次年度に向けましては、しげさ踊りが50回、全国大会が35回の節目を迎えますことから、早々に関係各位のご意見を基に評価・検証を進め、更に充実した本町らしいイベントとなりますよう、準備を進めてまいりますので、引き続きご支援をお願いいたします。

次に、「隠岐の島町雇用対策協議会」の設立につきまして、ご報告申し上げます。

5月20日、隠岐の島町雇用対策協議会が設立いたしました。本町の喫緊の課題であります、産業人材の安定確保に向け、産官学民が密接に連携し、また一体感を待って、効率よく取り組めるよう創設されたものであります。町内の多様な業種の若い世代の事業関係者の皆さんに積極的に関わってもらい、将来の産業基盤の安定と定住促進も併せ、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「第1回隠岐少年武道大会」の開催につきまして、ご報告申し上げます。

4月20日から21日にかけて、隠岐の島町総合体育館を会場に、「中沼了三杯・横地治男杯

第1回「隠岐少年武道大会」が開催されました。主に山陰地区を中心に島外の柔道・剣道を学ぶ小学生男女チームの参加を得て、島内の小学生と併せ約150名の選手が集い、活気ある大会となりました。

離島であるが故に試合経験の乏しい島内の子どもたちに、島外の道場と交流する機会を増やすことで、自信と経験を積んで頂こうという大きな目的を持ち、島内の指導者や保護者が中心となって計画された記念すべき第1回大会でありました。

記念大会ということもあり、中沼了三先生ゆかりの地である奈良県十津川村の剣道クラブ、横地治男氏創設の「講道学舎」最後の塾生であり、世界選手権の覇者である「穴井隆将氏」<sup>あないたかまさ</sup>を柔道の特別講師に招くなど、子どもたちにとっては、大変思い出深い大会となったことと思います。

このような大会を契機に、子どもたちが武道を通し、健全な体と心を育み、更に島内外の子どもたちとの交流の輪が広がっていくことを願います。

この大会開催にあたり、ご尽力された実行委員の皆さん、そして運営に係る様々な応援をいただきました企業・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

次に、「第51回関西五箇会」の総会につきまして、ご報告申し上げます。

6月9日、大阪市において関西五箇会総会が開催され、出席をいたしました。

第51回を迎える本年度の総会には80名余の会員の方々が出席され盛会のうちに終えたところでもあります。

しかしながら、冒頭の会長の挨拶において、会員及び役員の高齢化、資金面等々により会を維持できないとの理由から本年度を持って、休会する旨報告がございました。

郷土への思い、郷土のひとと人をつなぐ架け橋であり、よりどころである会の休会は会員の皆様には辛い選択肢となったようでございます。

関係人口が叫ばれる中、改めまして郷土会への町としての対応を検討すべき時期との思いを強くしたところであります。

最後に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく関係法人の経営状況を説明する書類についてであります。

公益財団法人隠岐の島町農業公社、公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団及び株式会社ふせの里の経営状況に関する書類を、隠岐の島町議会議長に提出をいたしました。

内容につきましては、本日の本会議終了後、全員協議会において所管課から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。



以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、3月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## ○議長（米澤壽重）

以上で、「行政報告」を終わります。

## 日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第1号「平成30年度隠岐の島町下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」から議第56号「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」までの19件を一括して議題といたします。

## 日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました19件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

## ○番外（町長池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、報告第1号の「平成30年度隠岐の島町下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」であります。平成30年度予算のうち、汚水処理施設共同整備事業につきまして、令和元年度に繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号の「平成30年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。平成30年度予算のうち、庁舎整備事業をはじめ災害復旧事業までの11事業につきまして、令和元年度に明許繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号の「平成30年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」であります。平成30年度予算のうち汚水処理施設整備事業、雨水処理施設整備事業につきまして、令和元年度に明許繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号の「平成30年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について」で

ありますが、平成30年度予算のうち千田浄水場建築土木工事、他2件の工事につきまして、令和元年度に予算繰越することといたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

続きまして、承認第1号から承認第9号までの9議案につきましては、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案でありまして、それぞれの会計につきまして、3月29日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第1号の「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」、ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、4億9,181万9,000円の減額でありまして、補正後の予算額を162億4,602万7,000円といたしました。

補正の主な内容は、人件費の減額や診療所運営事業など特別会計に係る繰出金の減額、並びに事業費の確定による負担金、補助金、及び扶助費等を減額いたしました。

また、小中学校空調設備整備事業に関しましては、繰越分に係る事業費を増額いたしました。

歳入におきましては、事業費の確定によります国・県補助金等の減額や町民税、固定資産税、交付金、交付税などの額の決定により、新たな財源が捻出されたことから、基金繰入金及び町債を減額いたしました。

併せまして、「繰越明許費補正」及び町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第2号の「平成30年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は、7,236万9,000円の減額でありまして、補正後の予算額を19億9,626万1,000円といたしました。

補正の主な内容は、療養給付費、特定健康診査業務委託費及び直営診療施設勘定繰出金を実績により減額いたしました。

歳入では、保険給付費等交付金を交付決定により減額、並びに一般会計繰入金を保剣基盤安定繰入金の確定により減額いたしました。

次に、承認第3号の「平成30年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は、161万3,000円の減額でありまして、補正後の予算額を9,788万7,000円といたしました。

補正の主な内容は、中村診療所の医療用機器借り上げ料及び医薬材料費を実績により減額いたしました。

歳入では、診療報酬収入を実績により減額し、事業勘定繰入金及び一般会計からの繰入金を増額いたしました。

次に、承認第4号の「平成30年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は、1,966万8,000円の減額でありまして、補正後の予算額を1億1,806万2,000円といたしました。

補正の主な内容は、施設運営事務費及び衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療報酬収入、医師住宅使用料、事業勘定繰入金及び一般会計繰入金を実績により減額いたしました。

次に、承認第5号の「平成30年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は、2,953万1,000円の減額でありまして、補正後の予算額を1億2,089万5,000円といたしました。

補正の主な内容は、施設運営事務費及び衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療報酬収入、県補助金、事業勘定繰入金、一般会計繰入金及び町債を実績により減額いたしました。

次に、承認第6号の「平成30年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は、1億5,478万4,000円の減額でありまして、補正後の予算額を17億126万8,000円といたしました。

補正の主な内容は、管理費及び施設整備費を実績により減額し、歳入では、使用料及び手数料を増額し、国県支出金、繰入金及び町債を減額いたしました。

併せまして、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第7号の「平成30年度隠岐の島町布施へき地診療所特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は、70万円の減額でありまして、補正後の予算額を3,640万円といたしました。

補正の主な内容は、衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療報酬収入及び運営費県補助金等を実績により減額し、一般会計からの繰入金を増額いたしました。

次に、承認第8号の「平成30年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は、50万円の減額でありまして、補正後の予算額を880万円といたしました。

補正の主な内容は、衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療収入を実績により減額し、県補助金及び繰越金を増額いたしました。

次に、承認第9号の「平成30年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は、566万2,000円の減額でありまして、補正後の予算額を3億6,023万8,000円といたしました。

補正の主な内容は、保険料等負担金及び健康診査業務委託料を実績により減額し、歳入では、保険料及び健康診査等事業受託収入を実績見込みにより減額し、一般会計繰入金を増額いたしました。

続きまして、承認第10号の「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」であります。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い、関連する町条例等の一部を改正する必要性が生じたので、3月29日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行い、同法第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。

主な改正点といたしまして、個人住民税については、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加、及び住宅借入金特別控除の期間の拡充であります。2点目に、軽自動車税については、種別割及び環境性能割の軽減措置であります。3点目に、固定資産税については、特例措置や減額措置の期間の延長であります。

この他、地方税法等の改正に伴い、関連する条項の改正や条例の整備を行いました。

続きまして、議第52号の「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、1,761万3,000円の追加でありまして、補正後の予算額を191億6,761万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、那久漁港防波堤改良工事に要する経費を増額し、幼児教育無償化に係る管理経費、感染症予防経費、温水プール修繕工事に要する経費を追加計上しております。

これらの財源につきましては、国・県補助金、財政調整基金を充当しております。

次に、議第53号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第1号)について」であります。歳入歳出予算の補正額は、165万8,000円の増額でありまして、補正後の予算額を1億6,015万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、五箇診療所の代診医の賃金及び旅費と代診医師派遣負担金の増額であります。

財源につきましては、後期高齢者医療診療報酬収入を増額するものであります。

次に、議第 54 号の「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例」についてであります。令和元年 10 月 1 日から消費税率が現行の 8% から 10% に改定されることに伴い、関連する町条例 36 件の使用料等を改正するものであります。

次に、議第 55 号の「隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。選挙長、開票管理者などの報酬の額について、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」を準拠することに改めたことにより条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 56 号の「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。厚生労働省通知の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」が改正され、連携施設の確保、食事の提供の基準が緩和されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、19 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

議案審議上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時08分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時08分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 全員協議会閉会宣告 10時16分 ）

（ 本会議再開宣告 10時16分 ）

#### 日 程 第 7. 休会について

「休会について」を議題といたします。

明日、6月20日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、6月21日に開き、「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告      10時17分 )

以 下 余 白